




# 懲戒審査事案


令和3年 7月 12日


警 視 総 監 


副 総 監 


警 務 部 長 


人 事 第 一 課 長 


第 一 方 面 本 部 長 


第 四 方 面 本 部 長 


人 事 第 二 課 長 


首 席 監 察 官 


警 務 部 理 事 官 (人 事) 

警 務 部 理 事 官 (監 察) 

管 理 官 (監 察) 

監 察 官 

監 察 官 

管 理 官 (監 察) 

監 察 係

 警 音 

荻窪警察署員による住居侵入・窃盗事案  
について、関係者の処分を次のとおり決定いたしたい。

〔処分案〕


荻窪警察署 巡査長 戸嶋 亮太 (35歳) ～ 免職


処 分	免 職	適 用 条 文	地方公務員法第29条第1項第1・3号 刑法第130条前段「住居侵入」、同法第235条「窃盗」 警視庁警察職員服務規程第7条「信用失墜行為の禁止」等
方面本部長 意見	_____	配 置 換 え	_____
所属長意見	_____	備 考	( 職員番号 _____ )
所 属	荻窪警察署	給 料	公安職 級 _____ 号給 ( _____ 円)
職 名	巡查長	勤 務 年 数	_____年 _____月 (実務) _____年 _____月
氏 名	としま りょうた 戸 嶋 亮 太 _____生 (35歳)	勤 務 成 績	_____ (現階級) _____年 _____月
規 律 違 反 の 内 容	<p>職員は、令和3年6月8日、東京都内において、被害者（当時 _____ 歳）宅に侵入し、現金約310万円などを窃取したものであり、警察官としてあるまじき行為をなし、はなはだしく規律を乱した。</p>		
発 令 執 行	令和3年 7 月 16 日	規 律 違 反 の 分 類	窃盗・詐欺・横領等

扱 者





令和3年 7月12日

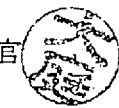
警 視 総 監 


副 総 監 


警 務 部 長 


人 事 第 一 課 長 


第 一 方 面 本 部 長 


首 席 監 察 官 

第 四 方 面 本 部 長 

警 務 部 理 事 官 (人 事) 


人 事 第 二 課 長 

警 務 部 理 事 官 (監 察) 

管 理 官 (監 察) 

監 察 

監 察 官 

管 理 官 (監 察) 

監 察 係

 警 部 

荻窪警察署員による住居侵入・窃盗事案の監督責任  
の措置案について、次のとおり決裁を賜りたい。

〔措置案〕

別紙のとおり

荻窪警察署員による住居侵入・窃盗事案(監督責任)の措置案

【行為責任】

所属・階級・氏名・年齢	職務	非違の概要	措置案
職員番号 [ ] 荻窪警察署 交通捜査係 巡查長 戸嶋 亮太 (35歳)	1 現在	職員は、金品窃取の目的で、非番日であった令和3年6月8日午後3時 [ ] 分頃、東京都福生市 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号の住居に侵入し、インターフォンを鳴らし、同一人に警察官であること告げて、警察手帳を示し、「ガラスが割れた音がしたと110番通報があった。」などと申し向け、午後3時 [ ] 分頃、 [ ] 同宅に侵入し、その後、同一人に被害確認をさせつつ、その隙をみて、金庫中の現金約300万円及び現金約10万円在中の財布などを窃取したものである。	免職

【監督責任】

所属	階級・所属・階級・氏名・年齢	職務	非違の概要	措置案
署長	職員番号 [ ] 荻窪警察署長 署長 [ ] ( [ ] 歳)	1 現在	職員は、令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から荻窪警察署長として、警視總監等の指揮を受け、その管轄区域内における警察事務を処理し、所属の職員を指揮監督する責務を有しているほか、人事管理・業務管理等を適切に行う立場にありながら、その責務の遂行に徹底を欠いたため、部下職員である戸嶋亮太巡查長が、「警察手帳を利用して、被害者を信用させた上財物を窃取する」など、社会的反響の大きい非違事案を惹起し、警察の信用を著しく失墜させた。	警視總監注意
副署長	職員番号 [ ] 荻窪警察署副署長 副署長 [ ] ( [ ] 歳)	1 現在	職員は、令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から荻窪警察署副署長として、署長を補佐し、署長の命を受け、署の事務を統制する責務を有しているほか、所属の職務担当官として、具体的かつ実践的な指導・教養等をすべき立場にありながら、その責務の遂行に徹底を欠いたため、部下職員である戸嶋亮太巡查長が、「警察手帳を利用して、被害者を信用させた上財物を窃取する」など、社会的反響の大きい非違事案を惹起し、警察の信用を著しく失墜させた。	所属長注意
課長	職員番号 [ ] 荻窪警察署交通課長 課長 [ ] ( [ ] 歳)	1 現在	職員は、令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から荻窪警察署交通課長として、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する責務を有しているほか、人事管理・業務管理等を適切に行う立場にありながら、その責務の遂行に徹底を欠いたため、部下職員である戸嶋亮太巡查長が、「警察手帳を利用して、被害者を信用させた上財物を窃取する」など、社会的反響の大きい非違事案を惹起し、警察の信用を著しく失墜させた。	警務部長注意
課長代理	職員番号 [ ] 荻窪警察署交通課長代理 課長代理 [ ] ( [ ] 歳)	1 現在	職員は、令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から荻窪警察署交通課長代理として、上司の命を受け、課の事務のうち、担当事務を掌理し、部下職員を指揮監督する責務を有しているほか、人事管理・業務管理等を適切に行う立場にありながら、その責務の遂行に徹底を欠いたため、部下職員である戸嶋亮太巡查長が、「警察手帳を利用して、被害者を信用させた上財物を窃取する」など、社会的反響の大きい非違事案を惹起し、警察の信用を著しく失墜させた。	所属長注意
係長	職員番号 [ ] 荻窪警察署交通課交通捜査係 交通捜査係 係長 [ ] ( [ ] 歳)	1 現在	職員は、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から荻窪警察署交通課交通捜査係長として、上司の命を受け、係の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する責務を有しているほか、人事管理・業務管理等を適切に行う立場にありながら、その責務の遂行に徹底を欠いたため、部下職員である戸嶋亮太巡查長が、「警察手帳を利用して、被害者を信用させた上財物を窃取する」など、社会的反響の大きい非違事案を惹起し、警察の信用を著しく失墜させた。	所属長注意
主任	職員番号 [ ] 荻窪警察署交通課交通捜査係 交通捜査係 主任 [ ] ( [ ] 歳)	1 現在	職員は、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から荻窪警察署交通課交通捜査係主任として、上司の命を受け、係の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する責務を有しているほか、人事管理・業務管理等を適切に行う立場にありながら、その責務の遂行に徹底を欠いたため、部下職員である戸嶋亮太巡查長が、「警察手帳を利用して、被害者を信用させた上財物を窃取する」など、社会的反響の大きい非違事案を惹起し、警察の信用を著しく失墜させた。	業務指導

\* 職員の指導支援補助者たる  
 巡查部長 [ ] ( [ ] 歳)  
 については、 [ ] 「業務指導」  
 といたしたい。

通達乙(警.人1.監)第254号  
令和3年7月16日

1 年 保 存  
令和5年3月31日まで

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

人事管理の再徹底による各種不祥事案の絶無について

荻窪署の交通課員が、福生市内の一戸建て住宅に侵入し、現金等を窃取するなどしたこと  
から、本日、同職員を「免職」の懲戒処分とした。

本事案は、

かつ犯行現場に家人が帰宅するや警察手帳を示し、  
動揺する家人の隙をついて室内から現金を窃取するなど、正に警察業務が都民国民の信頼の  
下に成り立っているという根本を揺るがす悪行である。

各位にあっては、不祥事案防止は自身の責務であると心得た上で、所属職員に対し、職務  
倫理の基本を実践させるべく、改めて下記の諸点に留意しながら人事管理を徹底し、各種不  
祥事案の絶無を期されたい。

記

## 1. 人事管理上の対策

### (1) 綱紀粛正と幹部機能の強化

所属長は、所属職員に対し、本事案の重大性を厳しく認識させ、綱紀粛正を図るとと  
もに、各級幹部に対しては、改めて自身の立場と役割を再認識させ、各種指導教養を推  
進されたい。

#### ア 警察が持つ権限の重みの再認識

警察手帳をはじめ、警察の強大な捜査権力は、治安を維持するために都民国民から  
「負託」されたものであり、この「負託」の重みを自覚させ、崇高な誇りと使命感を  
堅持するよう指導教養の徹底を図ること。

### イ 実のある教養の実施と浸透状況の検証

- (7) 日々の指導教養が一方通行に陥っていないか、各級幹部をして、職員一人一人に  
対する教養の浸透度及び理解度を適宜確認するとともに、その結果を踏まえ、必要  
な改善措置を講じるほか、訓授や課員会議等の欠席者には必ず補充教養を実施する  
こと。
- (4) 庁舎内で事務室が分かれていたり勤務地が分庁舎である場合は、教養や指示の示  
達又は身上把握に温度差が生じやすいことから、所属長等は、事務室や分庁舎の責  
任者にそれらを一任することなく、定期的に赴き、自ら補充教養等を実施すること。

(ウ) 各級幹部は、ギャンブルは非違事案を誘発する危険性があることについて過去の事例等を踏まえ、具体的な指導教養を行うこと。

(2)

ア

イ

ウ

(3) 実質的な指導支援の徹底

ア 各級幹部は、指導支援の基礎となる部下との平素のコミュニケーションを重ねることで人間関係を醸成し、話のしやすい関係を築いた上で、真の姿を浮き彫りにして必要な指導支援を行うこと。

また、一見して問題のない職員に対しても、先入観を排除して、何か言い出せない悩みを抱えていないか、幹部に話し掛けやすい環境を作っているかなどを顧みるほか、部下からの申告を待つことなく、幹部自らが能動的に部下の身上把握に努めること。

イ 指導支援責任者は、配置換え時はもとより、職務換えの際にも、指導支援担当者同士の連携を密にさせ、形式的な引継ぎではなく、些細なことも漏らさず、徹底した引継ぎを行わせること。

ウ 指導支援担当者は、指導支援体制を明確にし、とかく等閑<sup>なおざり</sup>になりかねない指導支援補助者の自覚を促し、部下と指導支援担当者との調整役として責務を全うさせること。

2

の周知徹底

所属長は、所属職員に対し、

について周知徹底す

ること。

3 本件問合せ先

人事第一課監察係主査 警電

通達乙 (警.人.監) 第 259 号  
令和 3 年 7 月 2 1 日

1 年 保 存  
令和 5 年 3 月 3 1 日まで

各 所 属 長 殿

警 務 部 長  
総 務 部 長

について

先般、職員による 極めて重大な事案が発生したことを受け、この種事案の再発防止の観点から、 の取扱いについては、下記の事項を徹底されたい。

記

1

2

3

問合せ先

人事第一課監察係 (警電 )

(警電 )

### 職員の懲戒処分等について

本日、下記事案につき、懲戒処分等を行いました。

#### 1 非違職員

所 属	職 員	処 分 内 容
荻 窪 警 察 署	巡査長 (35歳)	免 職

#### 2 事案概要

職員は、令和3年6月8日、東京都福生市内の被害者宅において、被害者に警察官であることを告げて、警察手帳を示し、「ガラスが割れた音がしたと110番通報があった。」などと申し向け、被害確認のためと装って同宅に侵入し、同人に被害確認させつつ、その隙をみて、金庫在中の現金約330万円及び現金約20万円在中の財布などを窃取したものである。

#### 3 監督責任

	所 属	職 員	措 置 内 容
1	荻 窪 警 察 署 長	警 視 (■歳)	警視総監注意
2	荻 窪 警 察 署 長 副 署 長	警 視 (■歳)	所属長注意
3	荻 窪 警 察 署 長 交 通 課 長	警 視 (■歳)	警務部長注意
4	荻 窪 警 察 署	警 部 (■歳)	所属長注意
5	荻 窪 警 察 署	警部補 (■歳)	所属長注意